

防災業務計画修正
(案)
新旧対照表

令和8年1月

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 (略) ○第1節から第9節では、地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災及び平成28年熊本地震、平成30年大阪府北部地震、平成30年北海道胆振東部地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、巨大地震発生直後から概ね7日～10日目までの間を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項に焦点を絞って記載している。	第5章 南海トラフ地震防災対策推進計画 (略) ○第1節から第9節では、地震発生からの時間軸を念頭に置き、東日本大震災や平成28年熊本地震、令和6年能登半島地震等の過去の大規模地震の教訓や実際の対応も参考にしつつ、巨大地震発生直後から概ね7日～10日目までの間を中心に、国土交通省として緊急的に実施すべき主要な応急活動並びに当該活動を円滑に進めるためにあらかじめ平時から準備しておくべき事項に焦点を絞って記載している。
第1節 初動体制の立ち上げ 第1 活動可能な体制の構築 (略) <平時から準備しておくべき事項> (略)	第1節 初動体制の立ち上げ 第1 活動可能な体制の構築 (略) <平時から準備しておくべき事項> (略)

修正前	修正後
<p>(新規)</p> <p>・道路及び航路等の啓開体制の構築を図るため、<u>企業等</u>との災害協定の締結や<u>関係機関</u>との協議会を設置する。</p>	<p>・TEC-FORCEが迅速に活動できるよう、事前にTEC-FORCE予備隊員を含む、人員の派遣及び資機材の提供を行う体制を整備するとともに、研修などによる災害対応にあたる人材の育成や実践的な訓練の実施などにより、TEC-FORCE活動の体制・機能の充実・強化を図るものとする。また、高度な専門性を有するTEC-FORCEアドバイザーやTEC-FORCEパートナーと一体となって官民で連携して活動する体制の構築を図るものとする。</p>
<p>(略)</p> <p>・確実な初動体制の立ち上げに資するよう、官庁施設の地震対策を推進し、応急活動に必要な機能を確保する。また、施設管理者による官庁施設の津波防災診断の推進、津波襲来時の一時的な避難場所を確保するとともに、防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進する。さらに、発災時における被害の状況を想定し、地域防災計画等を踏まえ、施設運用管理上の対策等と連携しつつ、施設整備上の対策を実施する。</p>	<p>(略)</p> <p>・確実な初動体制の立ち上げに資するよう、災害応急対策の活動拠点となる官庁施設について、防災拠点機能の確保に必要な対策を総合的かつ効率的に推進する。また、津波襲来時の一時的な避難場所の確保、行政機能の早期回復を図るための官庁施設における津波対策及び施設管理者による官庁施設の津波防災診断を推進する。さらに、発災時における被害の状況を想定し、地域防災計画等を踏まえ、施設運用管理上の対策等と連携しつつ、施設整備上の対策を実施する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<u>(新規)</u>	<ul style="list-style-type: none">・多重無線装置の未整備箇所への整備、光ファイバ回線の複ルート化、システム等のセキュリティ強化など、冗長性・信頼性の向上を図ることにより、防災対応業務の継続が可能な環境整備を推進する。
<u>(新規)</u>	<ul style="list-style-type: none">・地方公共団体が津波予報（津波高）に応じた的確な防災対応を実施できるよう、堤防等の施設整備状況などの情報提供を行う。
(略)	(略)
第3 南海トラフ地震臨時情報への対応	第3 南海トラフ地震臨時情報への対応
(略)	(略)
<u>(新規)</u>	<p>○また、定められた地震防災応急対応が確実に実施されるよう、防災訓練を実施するとともに、広く一般に対して、南海トラフ地震臨時情報が発表された際に講じられる措置について周知を行うものとする。</p>
<u>(新規)</u>	<p>○詳細については別に定める「『南海トラフ地震臨時情報』に関する国土交通省の対応について」等によるものとする。</p>
第2節 避難支援（住民等の安全確保）	第2節 避難支援（住民等の安全確保）
第1 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援	第1 建物倒壊や延焼火災、津波からの避難支援

修正前	修正後
<p>○地震発生直後、震度6強以上の揺れ等により、中部地方や近畿地方の都市部における老朽木造住宅・老朽ビルを中心に、多くの家屋が全壊・半壊となる。特に、大阪や名古屋の都心部を中心に多く存在する超高層ビルや大型集客施設等において、長周期地震動による揺れに伴う被害や天井の落下等の被害が発生するとともに、造成宅地の崩壊や液状化による建物被害も発生する。また、倒壊した家屋、工場や店舗等の火気、燃料等から多くの箇所で同時出火し、大阪市内の木造住宅密集市街地等を中心に、近畿地方で約<u>39</u>万棟の家屋が焼失する。そのため、国土交通省では、住宅・建築物の耐震化や密集市街地の<u>改善整備</u>といった事前対策を<u>緊急的に</u>促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。</p>	<p>○地震発生直後、震度6強以上の揺れ等により、中部地方や近畿地方の都市部における老朽木造住宅・老朽ビルを中心に、多くの建物が全壊・半壊となる。特に、大阪や名古屋の都心部を中心に多く存在する超高層ビルや大型集客施設等において、長周期地震動による揺れに伴う被害や天井の落下等の被害が発生するとともに、造成宅地の崩壊や液状化による建物被害も発生する。また、倒壊した家屋、工場や店舗等の火気、燃料等から多くの箇所で同時出火し、大阪市内の木造住宅密集市街地等を中心に、近畿地方で約<u>35</u>万棟の家屋が焼失する。そのため、国土交通省では、住宅・建築物の耐震化や密集市街地の<u>整備改善</u>といった事前対策を促進することにより地震直後の人的被害を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。</p>
<p>○また、地震の強い揺れに伴う斜面の崩壊により家屋の全半壊、歩行者等の被害等が各地で発生する。</p> <p>そのため、国土交通省では、<u>崩壊による被害が甚大となることが想定される斜面</u>の事前対策を重点的に促進することにより地震直後の人的被害等を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。</p>	<p>○また、地震の強い揺れに伴い<u>急傾斜地の崩壊</u>が発生すると、家屋の倒壊や崩壊土砂による生き埋め等や、液状化現象による宅地や建物への被害が生じる。</p> <p>そのため、国土交通省では、<u>土砂災害防止施設の整備や土砂災害ハザードマップの整備、大規模盛土造成地の安全性把握調査及び液状化ハザードマップの作成等</u>の事前対策を重点的に促進することにより地震直後の人的被害等を最小限にとどめ、可能な限り多くの住民等の安全確保や避難を支援する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の方が利用する大規模な建築物や避難路沿道、防災拠点となる建築物等の耐震診断の実施と報告の義務付け、老朽化マンションの<u>建替</u>等、耐震化の促進を図る。 	<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 不特定多数の方が利用する大規模な建築物や避難路沿道、防災拠点となる建築物等の耐震診断の実施と報告の義務付け、老朽化マンションの<u>再生</u>等、耐震化の促進を図る。

修正前	修正後
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<ul style="list-style-type: none"> 木造住宅密集市街地等の改善整備に向けて、延焼遮断効果のある道路・公園等の整備や建築物の不燃化に加え、避難場所や避難路の確保、老朽建築物の除却・建替、地域の防災活動の支援等に及ぶきめ細やかな取組みを推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 密集市街地等の整備改善に向けて、延焼遮断効果のある道路・公園等の整備や建築物の不燃化に加え、避難場所や避難路の確保、老朽建築物の除却・建替、地域の防災活動の支援等に及ぶきめ細やかな取組みを推進する。
<p><u>(新規)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> 地震発生時における通電火災対策を含む電気に起因する出火の防止を図るため、危険性の高い密集市街地について、消防庁等と連携して感震ブレーカーの設置等の取組みを推進する。
<ul style="list-style-type: none"> 大規模盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化による被害を防止するため、変動予測調査（大規模盛土造成地マップ及び液状化ハザードマップの作成や対策工事箇所の特定につながる調査）及び防止対策を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> 大規模盛土造成地の滑動崩落や宅地の液状化による被害を防止するため、変動予測調査（大規模盛土造成地の安全性把握調査及び液状化ハザードマップの作成や対策工事箇所の特定につながる調査）及び防止対策を推進する。
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供するとともに、<u>海域の地震観測データを活用することによる緊急地震速報の迅速化・高精度化</u>に取り組む。 地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知、<u>防災情報通信ネットワーク</u>の整備を引き続き支援するとともに、避難路・ 	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> 住民等の避難に資するよう、<u>海域の地震・津波観測データ</u>も活用しながら、<u>緊急地震速報、津波警報等</u>及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供するとともに<u>その高精度化</u>に取り組む。 地方公共団体による避難路・避難場所の整備、津波ハザードマップの作成や周知を引き続き支援するとともに、<u>まるごとまちごとハザードマップとして避難路・</u>

修正前	修正後
<p>避難場所や津波浸水高さ等を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>・避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として橋梁耐震対策、道路の<u>斜面崩落防止対策</u>、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化、<u>木造密集地域対策</u>、液状化対策等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。</p>	<p>避難場所や津波浸水高さ<u>や津波到達時間等</u>を道路や河川堤防上等に表示する等、住民等への事前の情報周知を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>・避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として橋梁耐震対策、道路の<u>法面・盛土の土砂災害防止対策</u>、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化、<u>密集市街地対策</u>、液状化対策等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。</p>
<p>(略)</p> <p>・海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援するとともに、<u>津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、平時における船舶の津波避難対策の検討を支援する。</u></p> <p>(略)</p> <p>・船舶運航者等の海事関係者や海洋レジャー活動者の円滑な避難等を支援するため、「海の安全情報」について、<u>より</u>迅速かつ的確な情報発信を行うためのシステムの高度化を図る。</p>	<p>(略)</p> <p>・海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援する。</p> <p>(略)</p> <p>・船舶運航者等の海事関係者や海洋レジャー活動者の円滑な避難等を支援するため、「海の安全情報」について、迅速かつ的確な情報発信を行うためのシステムの高度化を図る。</p>

修正前	修正後
<p>・<u>南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に所在する港湾（重要港湾以上）において、港湾の特殊性を考慮した避難計画の策定を推進する。また、津波避難施設の整備を支援する。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>・<u>巨大な津波からの避難を支援するため、津波避難施設の整備を実施。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第3 避難者の受け入れ</p>	<p>第3 避難者の受け入れ</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p>	<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>・避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの整備を支援する。</p>	<p>・避難場所としての機能を発揮する都市公園やオープンスペースの整備を支援する。<u>これらの施設は、災害時の円滑な利用の観点から、平常時に定期的な施設の維持管理を行うとともに、日頃から防災関連施設の積極的な活用や普及啓発を図るものとする。</u></p>
<p>・<u>災害時に、ホテル・旅館等宿泊施設を避難受入施設として迅速に提供できるよう</u>にするため、宿泊関係団体等と自治体との協定の締結を促す。</p>	<p>(削除)</p>

修正前	修正後
<p>第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保</p> <p>第1 列車や航空機等の安全確保</p> <p>○南海トラフ巨大地震により、東海道・山陽新幹線で軌道の変位等の被害が<u>200～300箇所</u>で発生し、在来線も津波被害等により広範囲で不通となることが想定されている。</p> <p>そのため、国土交通省は、鉄道事業者に対し、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策の実施を指導するとともに、鉄道事業者は列車を安全に止めるための対策（新幹線においては更に脱線・逸脱の防止）を実施する。また、発災後は、津波の襲来も念頭において、列車停止後の乗客の安全な避難について万全を期すよう指導する。</p> <p>(略)</p> <p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <p>(略)</p> <p>・<u>被災空港を目的地とする航空機が多数発生した場合においても、状況に応じて安全に他空港への目的地変更ができるよう対応要領等を策定する。</u></p> <p>(新規)</p>	<p>第3節 所管施設・事業者における利用者の安全確保</p> <p>第1 列車や航空機等の安全確保</p> <p>○南海トラフ巨大地震により、東海道・山陽新幹線で軌道の変位等の被害が発生し、在来線も津波被害等により広範囲で不通となることが想定されている。そのため、国土交通省は、鉄道事業者に対し、主要駅や高架橋等の鉄道施設の耐震対策の実施を指導するとともに、鉄道事業者は列車を安全に止めるための対策（新幹線においては更に脱線・逸脱の防止）を実施する。また、発災後は、津波の襲来も念頭において、列車停止後の乗客の安全な避難について万全を期すよう指導する。</p> <p>(略)</p> <p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>・<u>非常時において、空港全体としての機能保持及び早期復旧に向けた目標時間や関係機関の役割分担等を明確化した空港の業務継続計画（A2-BCP）の実効性を強化するための改訂や訓練等を指導する。</u></p>

修正前	修正後
(略)	(略)
<p>第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策</p> <p>○特に中京・京阪神地区などの大都市においては、地震発生直後、大量の避難者や帰宅困難者が発生することが想定されている（<u>大都市交通センサスの推計では、中京・京阪神地区におけるピーク時の駅滞留者及び鉄道乗車中の利用者のみで約80万人と推計されている。</u>）。また首都圏においても、一時的に鉄道が不通となり、帰宅困難者の発生が予想される。</p>	<p>第2 主要駅周辺や地下街等での避難誘導支援や帰宅困難者対策</p> <p>○特に中京・京阪神地区などの大都市においては、地震発生直後、大量の避難者や帰宅困難者が発生することが想定されている（<u>平日の12時に地震が発生し、公共交通機関が全域的に停止した場合、一時的にでも外出先に滞留することになる人（自宅のあるゾーン外への外出者）は、中京圏で約410万人、近畿圏で約660万人に上ると想定される。</u>）。また首都圏においても、一時的に鉄道が不通となり、帰宅困難者の発生が予想される。</p>
(略)	(略)
<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体や鉄道、バス、船舶事業者等による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われるよう、事前計画の策定を支援するとともに、これに基づく備蓄倉庫や一時待機スペース、飲料水・食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を促進する。 	<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体や鉄道、バス、船舶事業者、<u>その他の地域関係者</u>等による帰宅困難者等の安全確保が円滑に行われるよう、事前計画の策定を支援するとともに、これに基づく備蓄倉庫や一時待機スペース、飲料水・食料等の備蓄、情報伝達施設の整備、避難訓練などの帰宅困難者対策を促進する。
(略)	(略)
<p>・大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を都市機能として事前に確保するため、<u>防災拠点</u>の整備に対して支援を行う。</p>	<p>・大規模災害に備え、大量に発生する帰宅困難者等への対応能力を都市機能として事前に確保するため、<u>受入拠点</u>の整備に対して支援を行う。</p>

第3編 地震災害対策編

修正前	修正後
<ul style="list-style-type: none">・災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報、噴火速報をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供。	<ul style="list-style-type: none">・災害時情報提供アプリ「Safety tips」について、緊急地震速報及び津波警報、気象特別警報、噴火速報をプッシュ型で通知できる他、周囲の状況に照らした避難行動を示した対応フローチャートや周りの人から情報を取るためのコミュニケーションカード、災害時に必要な情報を収集できるリンク集等を提供<u>する</u>。
(略)	(略)
第3 エレベーター内の閉じ込めへの対応	第3 エレベーター内の閉じ込めへの対応
(略)	(略)
＜平時から準備しておくべき事項＞	＜平時から準備しておくべき事項＞
<ul style="list-style-type: none">・早期に閉じ込めの救出がされるよう、<u>エレベーター保守事業者による閉じ込め救出体制の整備等</u>を進める。・エレベーターへの<u>P波感知型</u>地震時管制運転装置の設置を促進する。	<ul style="list-style-type: none">・早期に閉じ込めの救出がされるよう、閉じ込め救出の担い手の確保等、体制の整備を進める。・エレベーターへの地震時管制運転装置の設置を促進する。
第4節 被災状況等の把握	第4節 被災状況等の把握
第1 ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査	第1 ヘリ・人工衛星等を活用した緊急調査
(略)	(略)
＜平時から準備しておくべき事項＞	＜平時から準備しておくべき事項＞

修正前	修正後
(略)	(略)
<p><u>(新規)</u></p> <p>第2 全国からのT E C – F O R C E 派遣</p> <p>(略)</p> <p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <p>(略)</p> <p>・ T E C – F O R C E が使用する車両（緊急自動車を除く）については、緊急通行車両として登録するとともに、レンタカー会社やタクシー会社等と利用協定をあらかじめ締結するなど、迅速な移動手段を確保する。</p> <p>(略)</p> <p>・ 災害対応にあたる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施、ICT や IOT の活用等により、T E C – F O R C E の災害対応力向上を図る。</p>	<p>・衛星インターネット装置、モバイル映像伝送装置を全国分散・広域配備することにより、南海トラフ地震等の大規模地震でも安定した通信確保を図る。</p> <p>第2 全国からのT E C – F O R C E 派遣</p> <p>(略)</p> <p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <p>(略)</p> <p>・ T E C – F O R C E が使用する車両（緊急自動車を除く）については、緊急通行車両として登録する。また、T E C – F O R C E として派遣される職員が被災地で円滑かつ安全に活動できるように、派遣元の本省及び地方整備局等は、物資・燃料・レンタカー等移動手段・宿泊場所等の活動拠点等を派遣先で確保するため、必要に応じて関係機関や民間事業者等と協定等を締結する。</p> <p>(略)</p> <p>・ 災害対応にあたる人材の育成や関係機関と連携した広域かつ実践的な防災訓練の実施および研修・講習の受講、ICT や IOT の活用等により、T E C – F O R C E の災害対応力向上を図る。</p>

修正前	修正後
<p>・ <u>TEC-FORCE隊員を支援できる民間人材の確保やTEC-FORCEの活動をマネジメントする機能の強化など、TEC-FORCEの体制・機能の拡充・強化に努める。</u></p>	<p>・ <u>専門的な知識を有する民間企業等の人材をTEC-FORCE予備隊員制度により募集・採用し、災害時に国家公務員（非常勤職員）として被災地に派遣することにより、TEC-FORCEとしての応援体制の強化を図るものとする。</u></p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p>・ <u>他の災害応急対策責任者を応援するにあたり、学識経験者をTEC-FORCEアドバイザーとして委嘱し、高度な技術的助言を得るための体制を整備するものとする。</u></p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p>・ <u>災害応急対策責任者を支援する組織及び能力を有する法人又は団体と災害協定等を締結し、TEC-FORCEパートナーとして位置付け、TEC-FORCEと迅速かつ円滑な連携を図るものとする。</u></p>
<p>・ 様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。</p>	<p>・ 様々な状況下において隊員が十分な行動をとれるよう、過去の災害対応の教訓等を踏まえつつ、通信機器等の隊員の携行品の充実・強化を図る。 <u>また、女性隊員も含めてTEC-FORCE隊員が安心して活動可能な環境を構築するため、トイレカーの導入等を行う。</u></p>
<p><u>(略)</u></p>	<p><u>(略)</u></p>
<p>第4 被災情報等の統合災害情報システム（DiMAPS）への集約と共有</p>	<p>第4 被災情報等の統合災害情報システム（DiMAPS）への集約と共有</p>
<p><u>(略)</u></p>	<p><u>(略)</u></p>

修正前	修正後
<平時から準備しておくべき事項> (略)	<平時から準備しておくべき事項> (略)
<u>(新規)</u>	<u>・D i M A P Sについて、災害情報の自動入力コンテンツを強化するとともに、被害情報等の集約・共有を半自動化する、被害情報入力プラットフォーム（D i J E S T）を開発・導入することにより、省力化を図る。</u>
第5節 被災者の救命・救助 第1 沿岸域における被災者の搜索救助活動 (略)	第5節 被災者の救命・救助 第1 沿岸域における被災者の搜索救助活動 (略)
<平時から準備しておくべき事項> (略) ・東日本大震災で得られた教訓や南海トラフ巨大地震で想定される事態を踏まえ、緊急時対応のための巡視船艇・航空機の整備を進める。	<平時から準備しておくべき事項> (略) ・大規模災害等が同時に発生した場合であっても対応できる体制の強化を図るため、災害対応力を有する巡視船艇・航空機の整備を進める。
第2 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等 (略)	第2 状況に応じた優先的な道路啓開の実施等 (略)

修正前	修正後
<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p>	<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携により、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、災害対応の強化を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・自転車やバイク、無人航空機等の多様な手段の活用による現地調査の実施、経路情報等の収集を行うITSスポットや可搬型路側機等の増強、SNS等を用いた民間から被害情報を収集するシステムの活用、ETC2.0や民間が収集したプローブデータ、AIWebカメラの情報等により得た交通情報と地理空間情報とのデータ連携を図るとともに、人工衛星画像の活用にも取り組み、道路の被害状況を効果的かつ効率的に収集・把握し、災害対応の強化を図る。
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・緊急自動車の通行に支障を及ぼさないよう、優先して開放する踏切の指定に向けた関係者間の協議や地震後の踏切の状況等に関する情報共有のための緊急連絡体制整備などの取組を実施する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急車両の通行確保のため、今後、道路啓開計画に位置付けられた道路啓開ルート上の踏切についても、優先して開放する踏切の指定を進める。あわせて、地震後の踏切の状況等を共有する緊急連絡体制の整備のための取組や、指定した踏切について関係機関と連携の元、抜本的な対策を講じるための取組を推進する。
<p>第3 陸海空の総合啓開</p>	<p>第3 陸海空の総合啓開</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p>	<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

修正前	修正後
<p>・特に緊急輸送道路等の防災・減災対策として、橋梁耐震対策、斜面崩落防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。</p>	<p>・避難路となる緊急輸送道路等の防災・減災対策として、橋梁耐震対策、法面・盛土の土砂災害防止対策、沿道建築物の耐震化、避難路・避難階段等の整備、道の駅等の防災拠点化等を推進する。また、道路の閉塞、電力の供給停止、住宅・建物の損壊等を防ぐため、無電柱化を推進する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>・改正災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。</p>	<p>・災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。</p>
<p>・改正港湾法に基づく非常災害時の国土交通大臣による港湾施設の管理制度や港湾管理者、関係機関等と連携した訓練を踏まえ、港湾BCPの改善を図る等、円滑な被災地支援体制の構築と社会経済活動の早期回復を図る。</p>	<p>・港湾法に基づく非常災害時の国土交通大臣による港湾施設の管理制度や港湾管理者、関係機関等と連携した訓練を踏まえ、港湾BCPの改善を図る等、円滑な被災地支援体制の構築と社会経済活動の早期回復を図る。</p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p>・空港における緊急輸送等の早期回復を目的として、空港の耐震等による防災拠点化を推進するとともに、被災した場合でも空港機能を維持するため所要の資機材等の確保等を進める。</p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p>・国土交通省の保有する車両・資機材の輸送について、自衛隊と連携し、事前に自衛隊航空機等での運搬の可否を検証し、運搬可能な災害対策用機械を把握するとともに、輸送機体ごとの固縛要領や電波干渉などを踏まえた輸送可能性の検証を訓練等を通じて行う。こうした連携強化により、国土交通省の人員・保有する資機材の更なる迅速・的確な活用強化を図る。</p>

修正前	修正後
(略)	(略)
<p>第5 孤立集落等への対応支援</p>	<p>第5 孤立集落等への対応支援</p>
<p>○南海トラフ巨大地震の強い揺れで生じる土砂災害や巨大な津波による道路の寸断により、山間部や沿岸部の広い範囲で約2, <u>300</u>の集落が孤立すると想定されているほか、離島が孤立するおそれがある。</p> <p>そのため、国土交通省は、<u>緊急調査</u>により集落孤立の状況を速やかに把握するとともに、救命・救助等を実施する自衛隊や消防等に対して的確な情報提供を行う。また、これらの機関や地方公共団体と調整しつつ、迅速かつ重点的な道路啓開等に努める。</p>	<p>○南海トラフ巨大地震の強い揺れで生じる土砂災害や巨大な津波による道路の寸断により、山間部や沿岸部の広い範囲で約2, <u>700</u>の集落が孤立すると想定されているほか、<u>半島・離島</u>が孤立するおそれがある。</p> <p>そのため、国土交通省は、<u>孤立集落の状況を把握するため、地方公共団体、警察、消防、自衛隊等の関係機関からの情報収集に係わる体制を整理する</u>とともに、<u>これら関係機関と調整しつつ、迅速な道路啓開に努める</u>。</p>
<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>地方公共団体等と連携して孤立のおそれがある集落等をあらかじめ抽出し、発災後の孤立集落調査に向けた事前計画を策定する。</u> 	<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>道路法等に基づく道路啓開計画において、関係機関と孤立集落の情報収集に係わる体制を整理する。</u>
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・離島についても、災害時における孤立防止等のための防災機能の強化を図る。 <p>第6節 被害の拡大防止・軽減</p> <p>第1 複合災害への対応</p>	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>令和6年能登半島地震を踏まえ半島防災の推進を図るとともに、離島についても、災害時における孤立防止等のための防災機能の強化を図る。</u> <p>第6節 被害の拡大防止・軽減</p> <p>第1 複合災害への対応</p>

修正前	修正後
<p>(新規)</p>	<p>○大規模地震発生後の長期にわたる復旧・復興期間において、暴風・高潮・大雨・土砂災害・火山噴火・原子力災害等の他の災害等による複合的な影響が生じ得ることが考えられる。</p> <p>これらの複合災害は、想定され得る条件が多種多様であり、災害ごとの特性に応じた対応をできる限り円滑に行なうことが基本である。そのため、対応の検討にあたっては、災害ごとの対策等の充実を図るとともに、より厳しい想定についても可能な範囲で考慮していく必要がある。</p>
<p>(新規)</p>	<p>○二次災害・複合災害として暴風、高潮、大雨、土砂災害、火山噴火等の発生を考慮し、適切に事前対策を実施するとともに、南海トラフ地震が発生した場合には、庁舎、道路、・鉄道等の交通施設、河川・海岸堤防、土砂災害防止施設等の被害、土砂災害警戒区域等での被害状況、河道閉塞の発生等の有無について、緊急的に点検・調査・応急対策を行う体制を構築する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間地での円滑な応急活動に資するよう、調査資機材や分解型<u>無人</u>重機の配備等、緊急調査及び応急対策に必要な装備の充実を図る。 	<p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・山間地での円滑な応急活動に資するよう、調査資機材や分解<u>対応型遠隔施工</u>重機の配備等、緊急調査及び応急対策に必要な装備の充実を図る。

修正前	修正後
<ul style="list-style-type: none"> ・関係自治体と連携し、南海トラフ巨大地震及び地震後の降雨等で斜面崩壊等による被害が想定される箇所についてリスク評価を実施する。 <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・関係自治体と連携し、南海トラフ巨大地震及び地震後の降雨等で斜面崩壊等による被害が想定される箇所について、<u>リモートセンシング（遠隔探査）</u>技術も活用し、<u>被災エリア全体のリスクの把握、リスク評価</u>を実施する。 <p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>複合災害に備えるため、国土交通省が管理していない河川等も含めた面的な情報が必要になると想定されることなどを踏まえ、被災エリア全体のリスクの把握、地域の安全度評価の実施などについて、国土交通省が都道府県や市区町村に技術的な支援ができる仕組みを検討する。また、想定される被害が特に甚大な場合や、時間的な猶予が無い場合などは、国土交通省が積極的にリスク情報の提供や対策の実施をする仕組みについても検討する。</u>
<p>(略)</p> <p>第2 コンビナート火災・油流出等への対応</p> <p><平時から準備しておくべき事項></p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第2 コンビナート火災・油流出等への対応</p> <p><平時から準備しておくべき事項></p> <p>(略)</p>

修正前	修正後
(新規)	<ul style="list-style-type: none">・石油コンビナート等におけるレベル2の津波対策に資するインフラ整備を進める。
(略)	(略)
第5 被災建築物等応急危険度判定活動	第5 被災建築物等応急危険度判定活動
(略)	(略)
<平時から準備しておくべき事項>	<平時から準備しておくべき事項>
・発災後、多数の専門家を派遣することが想定されるため、あらかじめ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成等を進めるとともに、派遣計画を策定する。	・発災後、多数の専門家を派遣することが想定されるため、 <u>関係者と連携し</u> 、あらかじめ被災建築物応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の育成等を進めるとともに、派遣計画を策定する。
(略)	(略)
第6 災害対策用機械の大規模派遣	第6 災害対策用機械の大規模派遣
(略)	(略)
・災害対策用機械や <u>無人化</u> 施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。	・災害対策用機械や <u>遠隔</u> 施工機械を運用する技術者や技能者を確保するとともに、訓練を行い、技術力や現場対応力を向上させる。

修正前	修正後
<p><u>第7節 被災した地方公共団体支援</u></p> <p><u>第1 リエゾンの派遣</u></p> <p>○ <u>南海トラフ巨大地震では、関東地方から九州地方にかけての広範囲にわたり、多くの地方公共団体も甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。そのため、国土交通省は、全国的な組織を最大限活用し、本省及び全国の地方支分部局から被災した地方公共団体にリエゾンを派遣し被害状況を把握するとともに、防災機関としての機能を喪失した地方公共団体に代わり、地方公共団体や被災者等のニーズを直接把握し、必要とされる支援に全力で取り組む。</u></p> <p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <p>・ <u>地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、南海トラフ巨大地震におけるT E C – F O R C E活動計画に基づき、深刻な被害が想定されている地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。</u></p> <p>・ <u>本省からのリエゾン派遣にあたっては、事前に、出身地や勤務経験地、過去の災害対応の経験などの情報も含めた派遣候補者のリストを整理し、発災時に直ちに職員を派遣することができるよう備えておく。</u></p>	<p><u>(第9節へ移動)</u></p>

修正前	修正後
<ul style="list-style-type: none">・また、公用携帯電話、モバイルパソコン等、現地派遣時に必要となる機器や環境の整備を事前に行うとともに、派遣職員の宿泊先や移動手段の確保を行う体制をあらかじめ整えておく。	
<ul style="list-style-type: none">・気象庁防災対応支援チーム（J E T T）を地方公共団体の災害対策本部等に派遣し、地震活動や気象に関する情報提供、解説を行い、地方公共団体等の防災対応を支援する。	
<ul style="list-style-type: none">・東日本大震災から得られた教訓等を踏まえ、被災した地方公共団体や被災者のニーズを想定し、当該地方公共団体や関係機関等と連携しつつ、事前計画を策定しておく。	
<h2>第2 情報通信機材等の派遣</h2>	
<p>○南海トラフ巨大地震におけるT E C – F O R C E活動計画に基づき、発災後速やかに、全国の地方整備局等から衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共 BB 等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。</p>	
<p>－</p> <p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none">・甚大な被害が想定される地方公共団体については、当該地方公共団体や関係機関と連携しつつ、情報通信機材を用いた合同訓練や自治体災害時支援台帳の整備を実施する。	

修正前	修正後
<p><u>(新規)</u></p>	<p><u>第7節 施設等の復旧、被災地域の復興</u></p>
	<p><u>第1 施設等の復旧</u></p> <p>○地震の規模が巨大であり、被害も甚大であることから、多数の道路の通行止め箇所、広範囲にわたる沿岸部での大規模浸水等の長期継続が想定される。こうした状況を踏まえ、人口集中地域やサプライチェーン等被災した場合の経済への影響の大きさ等を考慮しつつ、各施設の被災状況について十分に調査した上で、特に重要な地域については重点的・優先的に施設等の本格復旧、緊急排水等を実施する。</p>
	<p>○強い揺れや巨大な津波によって、自動車検査登録に関わるメインシステムの停止等が発生した場合、多数の水没車両の処理や全国の自動車取引の途絶等、復旧・復興や我が国の経済活動に長期的な影響を及ぼすおそれがある。そのため、国土交通省は、必要な行政機能・システムを維持できるよう、バックアップシステムへの切り替え、制度の柔軟な運用、移動自動車相談所の設置等の対策を実施する。</p> <p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関とともに、緊急排水計画を策定しておくとともに、必要な装備、資機材等について、全国からの応援も含め十分に備える。なお、計画策定にあたっては、作業に活用する現地の道路の構造や被害想定等も十分勘案し、実効性のある計画にする。

修正前	修正後
	<p>・燃料・資機材の確保にあたっては、平時より備蓄管理を進める。その際、燃料等の劣化を防ぐため、日常での利活用を含めた備蓄管理の検討等の対策を進める。</p>
	<p>・復旧活動を迅速に進めるため、地方支分部局等間の広域支援体制等を構築しておく。</p>
	<p>・サプライチェーンを迅速に確保するため、関係機関が連携して、代替輸送ルートの設定も含む、災害時の事業継続計画を策定するとともに、必要な災害協定の締結等を推進する。</p>
	<p>・自動車の検査登録業務の機能継続を可能とするため、必要な電源供給等環境整備の他、研修・訓練等を実施する。更に、メインシステムとバックアップシステムの同時被災を避けるため、施設の耐震性能等の強化や立地地域の見直し等の取組を進める。</p>
	<p>・また、災害規模に応じた自動車の検査登録に関する特例措置等の実施基準を策定する他、災害時に迅速な対応が図れるよう、関係機関と調整を進める。</p>
	<p>・関係機関と連携し、船舶での燃料輸送等を円滑に行うため、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。</p>
	<p>・地方管理空港等において、必要に応じ、災害復旧工事やエプロンの利用の調整等に関する業務を代行できる制度を活用し支援を行うものとする。</p>

修正前	修正後
	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急物資等の輸送拠点としての港湾機能の確保等を行うため、港湾法に港湾施設の応急復旧に他人の土石等を活用可能とする制度（応急公用負担）を規定。
	<p><u>第2 迅速な復旧に向けた取組</u></p> <p>○発災後、一日も早い生活再建に向け、インフラの迅速な復旧が急務であり、「災害査定の効率化」をはじめとした災害復旧事業の迅速化・効率化の支援を実施する。</p> <p>そのため、インフラ復旧をより迅速に実施できるよう、被災自治体の支援や民間事業者等との連携を一層進めていく。</p> <p>＜平時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・迅速性が求められる災害復旧や復興において、工事の緊急性度や実施する企業の体制等を勘案し随意契約を含め適切な入札契約方式等を選定する基本的な考え方を示した「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を平成29年7月に国において策定し、地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考とするよう通知するとともに、地域発注者協議会等を通じて内容を周知する。また、調査及び設計業務においても同様の措置を講じる。 ・近年、激甚化・頻発化する自然災害により、多くの鉄道路線が被災している現状を踏まえ、RAIL-FORCEによる被災状況の把握及び復旧に向けた技術的助言を、より迅速かつ高度に実施するためにRAIL-FORCE隊員の対応能力向上と資機材のICT化・高度化を図る。

修正前	修正後
	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模災害発生時に迅速かつ円滑に災害査定を行うため、平成29年1月から運用を開始した「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール化」について、地方公共団体への説明会の開催により周知を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体におけるデジタル技術の導入を促進し、災害復旧事業を迅速かつ効率的を実施するため「災害復旧事業におけるデジタル技術活用の手引き」を作成。
	<ul style="list-style-type: none"> ・ライフライン事業者、道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、ライフライン、インフラの早期復旧のため、要員の確保や資機材の配備、情報提供方法等をあらかじめ計画しておくなど、復旧体制の充実を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・上下水道は発災後に迅速に復旧できるよう、上下水道システムの基幹施設等の最優先で復旧すべき箇所をあらかじめ定めておくなど、上下水道一体となった対応に努めるものとする。また、宅内配管についても迅速に復旧できるよう、あらかじめ体制の構築に努めるものとする。
	<ul style="list-style-type: none"> ・道路管理者、鉄道事業者、空港管理者、港湾管理者等は、復旧活動が全体としてできるだけ円滑に進むようにするため、復旧見通し、運行予定等の復旧関連情報の共有化の促進に加え、復旧要員の確保等により、あらかじめ復旧体制の充実を図る。
	<ul style="list-style-type: none"> ・衛星やドローン、カメラ等を活用して、港湾における災害関連情報の収集・集積を高度化し、災害発生時における迅速な港湾機能の復旧等の体制を構築する。

修正前	修正後
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時のがれきや土砂がまちなかに一様に堆積している場合、<u>関係省庁と連携して、被災地方公共団体が一括撤去できるスキームを活用し、被災者の生活や生業の早期再建につながるよう支援する。</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ・被災者の生活再建にあたり、<u>罹災証明書の早期交付のため、住家被害認定調査が円滑に行われるよう、不動産鑑定士の士業団体等に対し、被災地方公共団体や被災者等への支援活動を働きかけるものとする。</u>
	<ul style="list-style-type: none"> ・令和7年6月に成立した「災害対策基本法等の一部を改正する法律」により改正された水道法に基づく水道事業者と日本下水道事業団との協定の締結等、水道施設の復旧体制の充実を推進する。
	<p><u>第3 迅速な復興に向けた支援</u></p> <p>○<u>南海トラフ巨大地震において想定される極めて甚大な被害から早期に復興を遂げることが可能となるよう、国土交通省は、地方公共団体による復興計画の策定を支援し、迅速な被災地域の復興を目指す。</u></p> <p><u>＜平時から準備しておくべき事項＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備や地方公共団体における事前復興まちづくり計画の策定を推進する。</u>

修正前	修正後
	<ul style="list-style-type: none"> ・災害発生時の迅速な復旧・復興を可能とするため、地方公共団体等を支援して地籍調査を実施し、土地の境界情報の整備を推進する。
	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設のキャンセルなど、観光業に深刻な影響が生じた場合に、幅広い関係者の協力を得ながら、「復旧状況等についての正確な情報発信」等により、風評被害の払拭に努め、いち早い被災地の復興を観光面から支援する。
第8節 被災者・避難者の生活支援	第8節 被災者・避難者の生活支援
第1 避難者に必要な物資の広域輸送	第1 避難者に必要な物資の広域輸送
<p>○南海トラフ巨大地震では、<u>210万人～430万人</u>の避難者が発生すると想定されており、避難者への大量の生活支援物資の輸送が重要な課題になると想定される。</p> <p>そのため、国土交通省は、自動車運送事業者や鉄道事業者、海運事業者、航空事業者等の協力を得つつ、被災地や避難所への広域的な支援物資の輸送体制を構築する。</p>	<p>○南海トラフ巨大地震では、<u>最大1,230万人</u>の避難者が発生すると想定されており、避難者への大量の生活支援物資の輸送が重要な課題になると想定される。そのため、国土交通省は、自動車運送事業者や鉄道事業者、海運事業者、航空事業者等の協力を得つつ、被災地や避難所への広域的な支援物資の輸送体制を構築する。</p>
(略)	(略)
<平時から準備しておくべき事項>	<平時から準備しておくべき事項>
(略)	(略)

修正前	修正後
<p>(新規)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急輸送手段が発災直後から確保可能となるように、地方公共団体と民間物流事業者との連携・協力体制の構築促進を図る。この際、民間物流事業者の施設及びノウハウの活用、備蓄物資や応援物資等に関する情報管理の仕組みの整備等により、緊急輸送・搬送体制を整備するとともに、支援物資の拠点となる民間物流事業者の施設において非常用電源、非常用通信設備の導入を促進する。
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物資輸送の上で、極めて重要な施設については、発災後も速やかに活用できるよう、耐震化、道路の<u>斜面崩落防止対策</u>、耐震補強等の対策を重点的に推進する。 	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・物資輸送の上で、極めて重要な施設については、発災後も速やかに活用できるよう、耐震化、道路の<u>法面・盛土の土砂災害防止対策</u>、耐震補強等の対策を重点的に推進する。
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時に<u>円滑に海上輸送ルートの活用が可能となるよう、代替輸送ルートの設定</u>や<u>代替港湾の利用に係る関係者との体制構築、港湾間の災害協定等</u>を推進する。 	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・発災時に<u>海上ルートを活用した円滑な支援が可能となるよう、複数の港湾が相互に連携し、緊急物資輸送を行うための広域港湾BCPおよび港湾BCPの策定</u>を推進する。
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏（有明地区、東扇島地区）、近畿圏（堺泉北港堺2区）、中部圏（三の丸地区、静岡県庁、名古屋港、<u>県営名古屋空港</u>、<u>富士山静岡空港</u>）においては、基幹的広域防災拠点等としての機能強化を図るため、定期的に地域ブロック広域訓練を関係機関と連携して実施するものとする。 	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・首都圏（有明地区、東扇島地区）、近畿圏（堺泉北港堺2区）、中部圏（三の丸地区、静岡県庁、名古屋港、<u>名古屋飛行場</u>、静岡空港）においては、基幹的広域防災拠点等としての機能強化を図るため、定期的に地域ブロック広域訓練を関係機関と連携して実施するものとする。

修正前	修正後
(略)	(略)
<p>第2 避難場所の拡大</p> <p>○南海トラフ巨大地震では、<u>210万人～430万人</u>の避難者が発生すると想定されており、避難場所の確保が重要な課題になると想定される。</p> <p>そのため、国土交通省は、避難場所として位置づけられた都市公園を避難者の受入先として活用するとともに、民間事業者が所有するホテル・旅館や船舶等について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受入先としての活用を促進する。</p>	<p>第2 避難場所の拡大</p> <p>○南海トラフ巨大地震では、<u>最大1,230万人</u>の避難者が発生すると想定されており、避難場所の確保が重要な課題になると想定される。</p> <p>そのため、国土交通省は、避難場所として位置づけられた都市公園を避難者の受入先として活用するとともに、民間事業者が所有するホテル・旅館や船舶等について、民間事業者の協力を得つつ、避難者の受入先としての活用を促進する。</p>
<平時から準備しておくべき事項>	<平時から準備しておくべき事項>
(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難受入施設として活用可能な施設を有する民間事業者等と地方公共団体との間で、利用に関する協定等の締結を支援する。</u> <p><u>(第8節第4より移動)</u></p> <p><u>(新規)</u></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>災害時に、ホテル・旅館等宿泊施設を避難受入施設として迅速に提供できるようにするため、宿泊関係団体等と自治体との協定の締結を促す。</u> ・<u>避難所として位置づけられたホテル・旅館等の耐震化を促進する。</u> <p><u>第3 飲料水の確保、支援</u></p>

修正前	修正後
(新規)	<p>○給水車の調達について、被災地方公共団体から要請があった場合は、必要に応じ地方整備局等、関係公共機関の所有する機材を供給するとともに、関係業界団体等に対し、供給要請を行うものとする。</p>
(新規)	<p>○必要に応じ、都市公園等内の井戸、耐震性貯水槽の利用について助言を行うものとする。</p>
(新規)	<p>○被災地方公共団体からの要請等に基づき、海洋環境整備船及び浚渫兼油回収船等を活用した物資輸送や給水支援等を行うものとする。</p>
第3 生活用水と衛生環境の確保	第4 生活用水と衛生環境の確保
(略)	(略)
<平時から準備しておくべき事項>	<平時から準備しておくべき事項>
・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における災害用井戸・湧水の活用を含めた代替水源としての地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する。	・緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進めるよう必要な支援に努める。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における災害用井戸・湧水の活用を含めた代替水源としての地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と <u>平時からの</u> 利用を推進する。
(略)	(略)

修正前	修正後
(新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・災害時におけるより快適なトイレ環境確保のための「マンホールトイレの整備促進」「建設現場における快適トイレの普及」等を行う。
第4 被災者向け住宅等の供給体制の整備	第5 被災者向け住宅等の供給体制の整備
(略)	(略)
<平時から準備しておくべき事項>	<平時から準備しておくべき事項>
<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅については、地方公共団体へのマニュアル作成とそれに基づく訓練の呼びかけや、被災者向け住宅の円滑な確保のための関係団体等と都道府県との間の災害協定締結を支援する。 ・避難所として位置づけられたホテル・旅館等の耐震化を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・応急仮設住宅については、関係団体等に関する情報提供や地方公共団体への連携を促進する。
第9節 施設等の復旧、被災地域の復興	(第8節第2へ移動)
第1 施設等の復旧	(第7節へ移動)
<p>○地震の規模が巨大であり、被害も甚大であることから、多数の道路の通行止め箇所、広範囲にわたる沿岸部での大規模浸水等の長期継続が想定される。</p> <p>こうした状況を踏まえ、人口集中地域やサプライチェーン等被災した場合の経済への影響の大きさ等を考慮しつつ、各施設の被災状況について十分に調査した上で、特に重要な地域については重点的・優先的に施設等の本格復旧、緊急排水等を実施する。</p>	

修正前	修正後
<p>○強い揺れや巨大な津波によって、自動車検査登録に関わるメインシステムの停止等が発生した場合、多数の水没車両の処理や全国の自動車取引の途絶等、復旧・復興や我が国の経済活動に長期的な影響を及ぼすおそれがある。</p> <p>そのため、国土交通省は、必要な行政機能・システムを維持できるよう、バックアップシステムへの切り替え、制度の柔軟な運用、移動自動車相談所の設置等の対策を実施する。</p> <p>＜平常時から準備しておくべき事項＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関とともに、緊急排水計画を策定しておくとともに、必要な装備、資機材等について、全国からの応援も含め十分に備える。なお、計画策定にあたっては、作業に活用する現地の道路の構造や被害想定等も十分勘案し、実効性のある計画にする。 ・燃料・資機材の確保にあたっては、平時より備蓄管理を進める。その際、燃料等の劣化を防ぐため、日常での利活用を含めた備蓄管理の検討等の対策を進める。 ・復旧活動を迅速に進めるため、地方支分部局等間の広域支援体制等を構築しておく。サプライチェーンを迅速に確保するため、関係機関が連携して、代替輸送ルートの設定も含む、災害時の事業継続計画を策定するとともに、必要な災害協定の締結等を推進する。 ・自動車の検査登録業務の機能継続を可能とするため、必要な電源供給等環境整備の他、研修・訓練等を実施する。更に、メインシステムとバックアップシス 	

修正前	修正後
<p><u>テムの同時被災を避けるため、施設の耐震性能等の強化や立地地域の見直し等の取組を進める。</u></p>	
<ul style="list-style-type: none"><u>また、災害規模に応じた自動車の検査登録に関わる特例措置等の実施基準を策定する他、災害時に迅速な対応が図れるよう、関係機関と調整を進める。</u>	
<ul style="list-style-type: none"><u>関係機関と連携し、船舶での燃料輸送等を円滑に行うため、船舶手配に係る情報管理体制の構築を進める。</u>	
<h2><u>第2 迅速な復旧に向けた取組</u></h2>	
<p>○発災後、一日も早い生活再建に向け、インフラの迅速な復旧が急務であり、「災害査定の効率化」をはじめとした災害復旧事業の迅速化・効率化の支援を実施する。そのため、インフラ復旧をより迅速に実施できるよう、被災自治体の支援や民間事業者等との連携を一層進めていく。</p>	
<p><u>＜平時から準備しておくべき事項＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"><u>迅速性が求められる災害復旧や復興において、工事の緊急度や実施する企業の体制等を勘案し随意契約を含め適切な入札契約方式等を選定する基本的な考え方を示した「災害復旧における入札契約方式の適用ガイドライン」を平成29年7月に国において策定し、地方公共団体に対しても、ガイドラインを参考とするよう通知するとともに、地域発注者協議会等を通じて内容を周知する。また、調査及び設計業務においても同様の措置を講じる。</u>	

修正前	修正後
<p>・ T E C – F O R C E 隊員を支援できる民間人材の確保や T E C – F O R C E の活動をマネジメントする機能の強化など、 T E C – F O R C E の体制・機能の拡充・強化に努める。</p>	
<p>・ 大規模災害発生時に迅速かつ円滑に災害査定を行うため、平成29年1月から運用を開始した「大規模災害時の災害査定の効率化（簡素化）及び事前ルール化」について、地方公共団体への説明会の開催により周知を図る。</p>	
<p>・ 被災した鉄道路線の早期運転再開に向け、道路・河川等関係者と連携した取組を行うための体制を整備する。</p>	
<p><u>第3 迅速な復興に向けた支援</u></p>	
<p>○ 南海トラフ巨大地震において想定される極めて甚大な被害から早期に復興を遂げることが可能となるよう、国土交通省は、地方公共団体による復興計画の策定を支援し、迅速な被災地域の復興を目指す。</p>	
<p><u>＜平時から準備しておくべき事項＞</u></p>	
<p>・ 地方公共団体が発災後、迅速に復興計画を策定できるよう、東日本大震災における課題等を収集し、共有するなど事前の取組を進める。</p>	
<p>・ 復興まちづくりの主体となる地方公共団体が被災後に、早期かつ的確に復興まちづくりを行えるよう、復興に関する体制や手順の検討などの復興事前準備の取組を推進する。</p>	

修正前	修正後
<p>・宿泊施設のキャンセルなど、観光業に深刻な影響が生じた場合に、幅広い関係者の協力を得ながら、「復旧状況等についての正確な情報発信」等により、風評被害の払拭に努め、いち早い被災地の復興を観光面から支援する。</p>	
<p><u>第4 担い手の確保・育成</u></p>	<p>(第12節第4へ移動)</p>
<p>○災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から建設業や、地質調査業、測量業及び建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確保・育成を図るため、長時間労働の是正及び週休2日の実現などの働き方改革、技能労働者の待遇改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を進めていく。</p>	
<p><u>〈平時から準備しておくべき事項〉</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年6月に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、待遇改善や働き方改革、生産性向上の取組を推進する。 ・令和6年3月に中央建設業審議会が改定した「工期に関する基準」について、公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。 ・実勢を反映した設計労務単価や設計業務委託等技術者単価の設定などによる適切な賃金水準の確保及び国庫債務負担行為や早期発注・繰越制度の活用による 	

修正前	修正後
<p><u>施工時期等の平準化のほか、社会保険への加入促進や、学校での出前授業や建設業の魅力を伝えるポータルサイトによる情報発信等の取組を推進する。</u></p>	
<p><u>・業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と処遇につなげる建設キャリアアップシステムの普及・活用、建設現場の生産性向上を図る「iConstruction」の深化等の取組を推進する。</u></p>	
<p><u>・公共工事の発注においては、分離分割発注の徹底や地域要件の設定を行うとともに、総合評価落札方式において、災害協定の締結状況や地方公共団体における工事の受注実績を評価し加点を行う等、地域企業の受注機会を確保する取組を実施する。</u></p>	<p><u>(新規)</u></p>
	<p>第9節 被災した地方公共団体支援</p> <p>第1 リエゾンの派遣</p> <p>○南海トラフ巨大地震では、関東地方から九州地方にかけての広範囲にわたり、多くの地方公共団体も甚大な被害を受け、防災機能の喪失など、発災直後から深刻な状況に陥ることが想定される。</p> <p>そのため、国土交通省は、全国的な組織を最大限活用し、本省及び全国の地方支分部局から被災した地方公共団体にリエゾンを派遣し被害状況を把握するとともに、防災機関としての機能を喪失した地方公共団体に代わり、地方公共団体や被災者等のニーズを直接把握し、必要とされる支援に全力で取り組む。</p> <p>◇平時から準備しておくべき事項◇</p>

修正前	修正後
<ul style="list-style-type: none"> ・地方整備局等からのリエゾンの派遣にあたっては、<u>南海トラフ巨大地震におけるTEC-FORCE活動計画に基づき、深刻な被害が想定されている地方公共団体に速やかに派遣するとともに、経験が豊富でその場である程度の判断が可能な職員を派遣するよう、最大限配慮する。</u> ・本省からのリエゾン派遣にあたっては、事前に、出身地や勤務経験地、過去の災害対応の経験などの情報も含めた派遣候補者のリストを整理し、発災時に直ちに職員を派遣することができるよう備えておく。 ・また、公用携帯電話、モバイルパソコン等、現地派遣時に必要となる機器や環境の整備を事前に行うとともに、派遣職員の宿泊先や移動手段の確保を行う体制をあらかじめ整えておく。 ・気象庁防災対応支援チーム（JETT）を<u>地方公共団体の災害対策本部等に派遣し、地震活動や気象に関する情報提供、解説を行い、地方公共団体等の防災対応を支援する。</u> ・<u>被災した地方公共団体や被災者のニーズを想定し、当該地方公共団体や関係機関等と連携しつつ、事前計画を策定しておく。</u> 	<p><u>第2 情報通信機材等の派遣</u></p>

修正前	修正後
	<p>○<u>南海トラフ巨大地震における T E C – F O R C E 活動計画に基づき、発災後速やかに、全国の地方整備局等から衛星通信車、Ku-SAT、i-RAS、公共 BB 等の情報通信機材を派遣し、被災状況の把握及び地方公共団体等からの要請等に対応する。</u></p> <p><u>＜平時から準備しておくべき事項＞</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>甚大な被害が想定される地方公共団体については、当該地方公共団体や関係機関と連携しつつ、情報通信機材を用いた合同訓練や自治体災害時支援台帳の整備を実施する。</u>
第10節 強い揺れへの備え	第10節 強い揺れへの備え
第1 住宅、建築物、宅地の耐震化等	第1 住宅、建築物、宅地の耐震化等
(略)	(略)
・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、耐震性の <u>不足する</u> 住宅や耐震診断義務付け対象建築物の解消を促進する。	・住宅・建築物については、不特定多数の者が利用する大規模建築物、地方公共団体の指定する避難路沿道建築物、防災拠点建築物に対する耐震診断の義務づけ等を内容とする「建築物の耐震改修の促進に関する法律」や、耐震化に係る支援の充実により、耐震性の <u>不十分な</u> 住宅や耐震診断義務付け対象建築物の解消を促進する。
(略)	(略)

修正前	修正後
<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、<u>P波感知型地震時管制運転装置</u>の設置を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターについては、閉じ込め防止対策として、<u>地震時管制運転装置</u>の設置を促進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・天井の脱落防止、エスカレーターの落下防止のための<u>基準強化</u>、既存建築物の改修の促進により、建築物の非構造部材の耐震化を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・天井の脱落防止、エスカレーターの落下防止のための既存建築物の改修の促進により、建築物の非構造部材の耐震化を促進する。
<ul style="list-style-type: none"> ・宅地については、大規模な盛土造成地の<u>地すべりや崩壊のおそれのある区域</u>を<u>特定</u>し、住民に広く情報提供するとともに、液状化対策を含めた総合的な宅地の耐震対策を<u>推進</u>する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・宅地については、大規模な盛土造成地の<u>滑動崩落のおそれのある区域</u>を<u>抽出</u>し、住民に広く情報提供するとともに、液状化対策を含めた総合的な宅地の耐震対策を<u>促進</u>する。
<ul style="list-style-type: none"> ・地震動による液状化のリスクが相対的に高い地域を把握し、<u>これを応急対策にかかる計画に反映</u>するとともに、これらを基にしたハザードマップを作成、<u>公表</u>することにより液状化に対する住民の防災意識向上を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地震動による液状化のリスクが相対的に高い地域を把握し、<u>液状化ハザードマップ</u>を作成、<u>公表</u>する取組を促進することにより、住民等の関係者間の<u>リスクコミュニケーション</u>の充実を図る。
(略)	(略)
第2 公共施設の耐震化等	第2 公共施設の耐震化等
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・損傷により生ずる洪水・高潮による浸水被害、津波の遡上等から地域を守るため、海岸・河川堤防、水門・樋門、排水施設等について、<u>地盤の改良等</u>の耐震・液状化対策を推進する。 	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震の強い揺れに伴う堤防や水門等の沈下・損傷により生ずる洪水・高潮による浸水被害、津波の遡上等から地域を守るため、海岸・河川堤防、水門・樋門、排水施設等について、<u>地盤改良等</u>の耐震・液状化対策を推進する。

修正前	修正後
(略)	(略)
<u>(新規)</u>	<ul style="list-style-type: none">・<u>地震発生時において、ダム等の機能不全による下流での二次災害の発生を防止するため、ダム等管理設備の耐震化を実施する。</u>
<u>(新規)</u>	<ul style="list-style-type: none">・<u>高層ビル、地下街、百貨店、ターミナル駅等の不特定多数の者が利用する施設では、施設被害に伴う死傷者が発生しないよう、施設・設備の耐震化、火災対策、浸水対策及び落下物防止対策を促進する。</u>
<u>(新規)</u>	<ul style="list-style-type: none">・<u>地下街等防災推進計画に基づく耐震対策が未完了の地下街における耐震対策を推進し、地下街の倒壊に伴う閉じ込めを防ぐ。</u>
<u>(新規)</u>	<ul style="list-style-type: none">・<u>災害時に系統電力が停止した場合にも一時避難施設や公共施設等の機能を維持するため、建物所有者間等の連携したエネルギー導管、エネルギー供給施設等の整備を推進する。</u>
(略)	(略)
<u>(新規)</u>	<ul style="list-style-type: none">・<u>上下水道システムの「急所」となる施設の耐震化や避難所等の重要施設に接続する上下水管路の一体的な耐震化等を推進する。</u>
(略)	(略)

修正前	修正後
(新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・港湾においては、耐震強化岸壁に加え臨港道路、航路・泊地等の一連の施設について、耐震化・液状化対策等により災害時の健全性の確保を図る。
(新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・空港における護岸の嵩(かさ)上げや排水機能の強化等の浸水対策や空港無線施設等(建物)の津波・高潮等の安全対策を行う。
(新規)	<ul style="list-style-type: none"> ・耐災害性の強化が必要な海上保安施設等について、改修を行う。
(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> ・標識等の劣化状況に基づく緊急的かつ計画的保全工事及び耐震・耐波浪対策の計画的な実施をする。 	<ul style="list-style-type: none"> ・航路標識等の劣化状況に基づく緊急的かつ計画的保全工事を実施する。
(略)	(略)
第3 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策	第3 地震観測の充実及び情報の発表と長周期地震動対策
(略)	(略)
(新規)	<p>○地震観測施設の耐災害性の強化を図る。</p>
<p>○南海トラフ沿いの地震活動や地殻活動を観測するための体制、並びに異常な現象を観測した際に南海トラフ地震臨時情報等を適時・的確に発表するための体制を維持するものとする。</p>	<p>○南海トラフ沿いの地震活動や地殻変動を観測するための体制、並びに異常な現象を観測した際に南海トラフ地震臨時情報等を適時・的確に発表するため体制を維持するものとする。</p>

修正前	修正後
(新規)	○ひずみ計や海底基準局を用いた海底地殻変動観測等の海域の観測網をはじめとした、南海トラフ沿いで地震活動及び地殻変動等のモニタリングに必要な観測網の維持・強化を行う。
(新規)	○災害発生時においてもデータ品質を維持し安定的に運用するために、電子基準点網等の耐災害性強化対策を推進する。
(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> ・発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。また、長周期地震動の予報の発表に向けた取組を進める。 ・既存の超高層建築物等のうち長周期地震動による影響が大きいものへの対策の検討を進める。 	<ul style="list-style-type: none"> ・長周期地震動による被害の可能性がある場合も緊急地震速報を発表する。また、発災直後の初動対応のため、長周期地震動に関する観測情報を発表する。 ・超高層建築物等に対して、南海トラフ地震による長周期地震動が想定されるエリアにおいて、長周期地震動の影響を考慮した安全性検証を求め、対策を進める。
第4 火災対策	第4 火災対策
○南海トラフ巨大地震による強い揺れや巨大な津波により大規模な火災が発生し、最大で約75万棟が焼失すると想定されている。	○南海トラフ巨大地震による強い揺れや巨大な津波により大規模な火災が発生し、最大で約76.7万棟が焼失すると想定されている。
(略)	(略)
第5 土砂災害対策	第5 土砂災害対策

修正前	修正後
(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> ・<u>南海トラフ巨大地震等により発生する土砂災害への対応を強化するため、「大規模土砂災害対策技術センター」において大学等関係機関と連携し、大規模土砂災害に対する調査研究を推進する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>また、地震後の土砂災害による二次災害防止及び復旧・復興を図るため、土木・建設関係事業者と連携して、被害状況把握、土砂災害発生に備えた重機や機材の確保等の応急対策の実施体制を構築する。</u>
<h3>第11節 巨大な津波への備え</h3> <h4>第1 避難路・避難場所の確保等</h4>	<h3>第11節 巨大な津波への備え</h3> <h4>第1 避難路・避難場所の確保等</h4>
<p>○南海トラフ巨大地震では、襲来する巨大な津波により、最大で約22.4万人が死亡すると想定されている。</p> <p>そのため、こうした深刻な被害から国民を守るため、深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。</p>	<p>○南海トラフ巨大地震では、襲来する巨大な津波により、最大で約21.5万人が死亡すると想定されている。</p> <p>そのため、こうした深刻な被害から国民を守るため、深刻な被害を受ける施設や地域においては、対策完了時期を明示するなど進捗管理を徹底しつつ、戦略的に対策を推進する。</p>
<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、高台等が近くにない、避難困難地域における津波避難ビル、津波避難タワーの整備を促進する。 	<p>(略)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特に、高台等が近くにない、避難困難地域における津波避難ビル、津波避難タワーの整備を促進する。 <p><u>なお、津波避難ビル・津波避難タワーの整備・機能向上にあたっては、自治体が行う津波避難タワー等の整備と一体となって行う避難環境維持のための施設整備（非常用発電設備、備蓄倉庫、非常用照明、空調設備、停電時の通信確保等）に対して支援する。</u></p>

修正前	修正後
(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> ・避難路沿道建築物及び避難所となる施設の耐震化を促進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・避難路沿道建築物及び避難所として位置づけられた施設の耐震化を促進する。
(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> ・海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援するとともに、<u>地震により発生が予測される津波の挙動を図示した津波防災情報図を整備・提供することで、船舶の津波対策や避泊水域の検討など、港湾内の船舶の津波防災対策を支援する。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・海底地形データの提供により、自治体等のハザードマップ等作成を支援する。
(略)	(略)
<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の避難に資するよう、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供するとともに、<u>海域の地震観測データを活用することによる緊急地震速報の迅速化・高精度化に取り組む。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民等の避難に資するよう、<u>海域の地震・津波観測データも活用しながら、緊急地震速報、津波警報等及び津波観測情報を引き続き迅速かつ的確に提供するとともに、その高精度化に取り組む。</u>
<ul style="list-style-type: none"> ・部局横断的な地域支援体制を構築し、避難路・避難場所等の整備を含めた背後地が一体となった津波防災地域づくりや避難場所としての高規格堤防の整備を重点的に推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・部局横断的な地域支援体制を構築し、避難路・避難場所等の整備を含めた背後地が一体となった津波防災地域づくりや<u>緊急避難場所等にもなる高台まちづくりの整備を推進する。</u>
(略)	(略)

修正前	修正後
<p>第2 津波防災地域づくりの推進</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>○津波防災地域づくりに関する法律のフォローアップ等を踏まえ、<u>津波防災地域づくりを一層推進</u>するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築。</p> <p>(略)</p> <p>第3 津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等</p> <p>(略)</p> <p><u>(新規)</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 被災想定地域における土地境界の明確化の推進</p>	<p>第2 津波防災地域づくりの推進</p> <p>○津波による甚大な人的被害、住宅・インフラ、経済被害等を減少するためには、<u>将来的なまちづくりと連携した津波浸水そのものを低減させるためのソフト対策・ハード対策を効果的に組み合わせることが重要であり、総合的な対策の充実・強化を図る。</u></p> <p>○津波防災地域づくりに関する法律のフォローアップ等を踏まえ、<u>推進計画や津波災害警戒区域の指定を推進</u>するため、本省・地方整備局等の関連部局が一体となり支援する体制を構築する。</p> <p>(略)</p> <p>第3 津波浸水を軽減させる河川管理施設の整備等</p> <p>(略)</p> <p>・<u>地震時の浸水被害軽減のため、水防体制の強化並びに排水ポンプ、水門等の排水施設や非常用発電装置等の整備及び耐震化・耐水化を進める。</u></p> <p>(略)</p> <p>第6 被災想定地域における土地境界の明確化の推進</p>

修正前	修正後
<p>○迅速な復旧・復興や円滑な防災・減災事業の実施のため、地方公共団体等を支援して地籍調査を積極的に推進するとともに、国が被災想定地域において重点的に官民境界の基礎的な情報を整備する。</p>	<p>○円滑な防災・減災事業の実施や災害発生時の迅速な復旧・復興を可能とするため、地方公共団体等を支援して地籍調査を実施し、土地の境界情報の整備を推進する。</p>
<p>第12節 防災力強化に向けた日頃からの備え</p>	<p>第12節 防災力強化に向けた日頃からの備え</p>
<p>第1 防災訓練</p>	<p>第1 防災訓練</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>・改正災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。</p>	<p>・災害対策基本法による臨港道路の支障物件撤去について、港湾管理者による応急公用負担権限の行使が円滑に進むよう、道路啓開作業の訓練等を実施する。</p>
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>第2 防災教育の推進</p>	<p>第2 防災教育の推進</p>
<p>○NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。</p>	<p>○インフラ整備の重要性の理解促進や住民の防災意識や早期避難意識の向上に資するため、NPO、ボランティア等と連携し、職場、自治会等で地域防災講座の実施など、地域における防災教育を支援する。この際、出前講座を活用するとともに、災害記録の整理等を通じた教材等の開発及び情報提供などの支援を合わせて行う。</p>
<p>・災害時の写真や動画等の提供、出前講座の実施などを推進。</p>	<p>(削除)</p>

修正前	修正後
<ul style="list-style-type: none"> 特に学校においては、指導計画等の作成支援や授業に活用できる素材や手引き等の提供を実施。 <p>(新規)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 特に学校においては、<u>児童・生徒の防災意識の向上と教員による授業の後押しのため、学習指導要領における学習の単元ごとに対応した指導計画等の作成支援や各地域での授業に活用できる素材や手引き等の提供を実施する。</u>
<p>○被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務、円滑な水防活動等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事士、斜面判定士、被災建築物応急危険度判定士、防災エキスパート、被災宅地危険度判定士、水防団等の人材の確保、育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。</p>	<p>・防災学習ポータルサイト・防災教育ポータルサイトにて様々な防災に関する写真・動画、地域での取組の良事例の紹介を行うとともに、デジタル教材やデジタルマップ等を用いて児童・生徒の学習を支援する方法の具体例の提示や、類似するコンテンツをまとめて整理する等、ユーザー（教員・児童・生徒等）の利便性向上にむけた改良を行う。</p> <p>(第12節第4へ移動)</p>
<p>(新規)</p> <p>(略)</p> <p>(第9節第4より移動)</p>	<p>○地形分類を整備・公表することにより、地域の自然災害リスク情報を周知し、国民の防災意識の醸成を進める。</p> <p>(略)</p> <p>第4 担い手の確保・育成</p>

修正前	修正後
	<p>○災害時に「地域の守り手」としての役割を果たすために、平時から建設業や、地質調査業、測量業及び建設コンサルタントの担い手を確保しておくことが重要であり、将来の担い手確保・育成を図るため、長時間労働の是正及び週休2日の実現などの働き方改革、技能労働者の待遇改善、生産性向上に向けた取組や地域建設業の受注機会の確保等を進めていく。</p>
	<p>○実勢を反映した設計労務単価や設計業務委託等技術者単価の設定などによる適切な賃金水準の確保及び国庫債務負担行為や早期発注・繰越制度の活用による施工時期等の平準化のほか、社会保険への加入促進や、学校での出前授業や建設業の魅力を伝えるポータルサイトによる情報発信等の取組を推進する。</p>
	<p>○令和6年6月に成立した「建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、待遇改善や働き方改革、生産性向上の取組を推進する。</p>
	<p>○令和6年3月に中央建設業審議会が改定した「工期に関する基準」について、 公共工事・民間工事問わず、周知徹底を図る。</p>
	<p>○業界と連携し、技能者の就業履歴や保有資格を業界横断的に蓄積し適正な評価と待遇につなげる建設キャリアアップシステム及び、建設現場の生産性向上を図る「i-Construction2.0」の取組を推進する。</p>

修正前	修正後
<p><u>(第12節第2より移動)</u></p>	<p>○公共工事の発注においては、分離分割発注の徹底や地域要件の設定を行うとともに、総合評価落札方式において、災害協定の締結状況や地方公共団体における工事の受注実績を評価し加点を行う等、地域企業の受注機会を確保する取組を実施する。</p>
	<p>○被災した公共土木施設、土砂災害、民有施設等の被害情報の迅速な収集・点検、円滑な災害応急対策や災害復旧事業の査定事務、円滑な水防活動等に資するため、砂防ボランティア、地すべり防止工事土、斜面判定土、被災建築物応急危険度判定土、防災エキスパート、被災宅地危険度判定土、水防団等の人材の確保、育成及び活用を図るとともに、公的な機関等による研修の参加を支援するものとする。</p>
<p><u>(新規)</u></p>	<p>○自治体支援の拡充のため、地震発生後の大雨時等における自治体の避難情報の発令判断等に助言・支援できる気象防災アドバイザーを育成する。</p>

以上